

平成29年 3月29日

厚生労働省保険局医療課 御中

協同組合日本接骨師会
会長 登山 勲

受診妨害調査照会業者摘発の要望

要望の趣旨

国民の医療選択の自由を妨害するような者の厳禁は言をまたずです。この度、宮崎県後期高齢者広域連合会から委託された者による柔道整復師受診患者に対し受診妨害を惹起する受託業者が判明しました。この防止対策としてこの者の実態調査と再発防止対策を賜るようお願い申し上げます。

要望の理由

会計検査院指摘とこれを受けて厚生労働省の柔道整復師不正保険取り扱い防止対策は患者の受診妨害対策などではなく、傾向的濃厚過剰乱診乱療柔道整復師を特定し、この者の保険制度からの退場対策で、この根拠となる統計整備と分析の業務委託と受託とするものを無視し、統計整備と分析どころか手っ取り早く患者にいきなり調査照会乱用で、このため患者には回答困難や不審（不信）や柔道整復師には営業妨害や名誉毀損問題の惹起のおそれです。

このことについて、先日（平成29年1月12日）、宮崎県所管課立ち合いの下に後期高齢者広域連合会と懇談し、理解を賜りましたが、しかし、これは、宮崎県地域でのみの取り組みで、全国での同様問題解決にはなりません。そこで、同様問題で柔道整復師受診患者に対する調査照会を委託する者、受託する者に対し、所期の目的である傾向的濃厚過剰乱診乱療柔道整復師を特定するための統計整備と分析の理解について至急に周知徹底を賜りたくお願い申し上げます。

なお、この事について、委託者と受託者の両方が問題の場合には社会を欺く者として両方に特段の対策を賜るようお願い申し上げます。